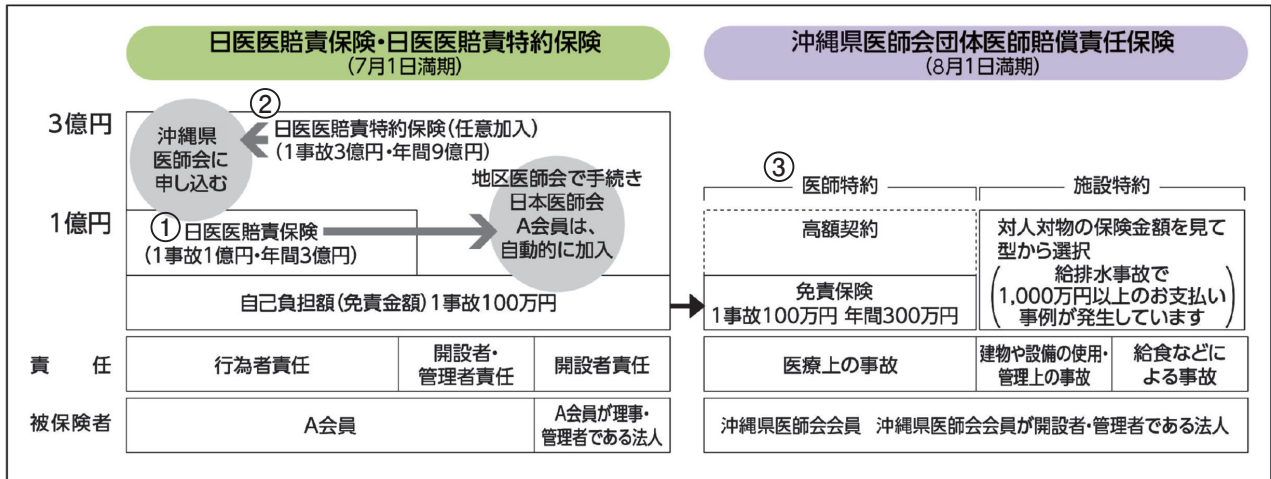


お知らせ

医師賠償責任保険の質問について回答します！

- Q 私は、日医 A ①会員ですが、沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険に加入する必要がありますか？
日医 A 会員は、日医医賠責保険に自動付帯されていると聞いたのですが…
- A はい！是非とも加入をおすすめ致します。「沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険」に日医 A ①会員に自動付帯されている日医医賠責保険だけでは補償されない部分を補います。



万が一の医療事故に備える医師賠償責任保険は大きく3つに分かれます。

1つ目は「日本医師会医師賠償責任保険（日医医賠責保険）」（上図 ① 部分）です。

日医 A 会員が自動的に加入されている保険です。1 事故 1 億円（年間 3 億円）まで補償されますが、100 万円までの事故については自己負担となります。注意点として、この保険は日医 A 会員の医師個人に付帯されている保険であるため、日医 A 会員以外の医師に責任がある場合や、法人としての責任については補償されないケースがあります。また、1 億円を超える高額賠償に対しては、不足することとも考えられます。

この不足している部分を補うのが 2 つ目の「日医医賠責特約保険（上図 ② の部分）」です。

こちらは「日医医賠責保険」と合算して、1 事故 3 億円（年間 9 億円）まで補償される任意保険となり、「日医医賠責保険」では補償されない「日医 A 会員以外の医師の責任」「法人としての責任」「3 億円までの高額賠償責任」に備えた内容となっております。

ところが、上記 2 つの保険は「100 万円までの事故」及び「施設管理不備に伴う事故や医療行為を伴わない業務中の事故」については対象外となります。

この部分を補償するのが、3 つ目の「沖縄県医師会の団体医師賠償責任保険（上図 ③ の部分）」です。
※詳細は次ページに掲載されております。ご確認ください。

これら 3 つの保険は相互に補完しあうことで、先生方をお守りします。補償内容の重複はございません。

勘違いや思い込みで無保険になっている先生方もおられますので今一度ご確認を！！！！

お問合せ先は沖医メディカルサポート **TEL : 098-888-1241** までお願いします。

「沖縄県医師会 団体医師賠償責任保険」のご案内

※このチラシは「医師賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては詳細パンフレットを必ずご確認ください。

沖縄県医師会では会員を対象に、医療事故に関する医師賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっている保険をご用意しております。

【保険期間】令和7年8月1日～令和8年8月1日までの1年間 中途加入可

<1>医師特約の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

<2>医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

<加入者>

① 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方(医療事故が発生した場合に、被害を受けた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。)

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

② 沖縄県医師会会員である勤務医師の方

一般医院、診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

保険料 ※診療所(19床以下)の例

1 タイプ 診療所契約(日医A会員用)

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

- <1>個人立の診療所で開設者がA①・A②会員の場合
- <2>一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいない場合
- <3>一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師が日医A①・A②会員にかざられる場合

保険期間1年・一括払
団体割引20%適用済み

型		保 険 金 額					保険料 (円)
		医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故 給食等による事故			
医師 特約	医療 施設 特約	対人 1事故 につき (万円)	対人 1年間 につき (万円)	対人 1名 につき	対人 1事故 につき	対物 1事故 につき (万円)	
1	100	100	300	1億円	2億円	1,000	6,896

※医療施設特約条項 人格権侵害担保条項

上表にかかわらず、人格権侵害事故については、いずれの保険金額の型においても保険金額は1名1,000万円、1事故・期間中1億円となります。また、自己負担額と縮小てん補割合の設定はございません。

【取扱代理店】

(株)沖医メディカルサポート

住 所: 〒901-1105 南風原町字新川218-9

受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00

TEL:098-888-1241

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 沖縄支店 法人支社

住 所: 〒900-0015 那覇市久茂地3-21-1 國場ビル1階

受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00

TEL:098-861-4577

SJ24-17371(2025.03.25)

「沖縄県医師会 医療機関用団体サイバー保険(オールリスクプラン)」のご案内

※このチラシは「医師賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては詳細パンフレットを必ずご確認ください。

沖縄県医師会では会員を対象に、サイバーセキュリティ事故や情報漏えいにより起因して発生する損害を包括的に補償する保険をご用意しております。

【保険期間】令和7年8月1日～令和8年8月1日までの1年間 中途加入可

【団体サイバー保険(オールリスクプラン)の概要】

医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

< 特徴 >

- ① 加入手続きの簡素化
・一般医院・診療所は一律の保険料形態となっております。
- ② 病院・介護医療院は病床数(ベット数)、介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。
※簡単な告知でご加入いただけます。

< 団体専用の保険料 >

団体制度ならではの割安な保険でご加入いただけます。(団体割引20%適用)

< 充実したサービス >

万が一、情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。

※ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合に限りです。

オールリスクプラン

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ①～③以外のその他の業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理等に起因する偶然な事由

＝ 医療機関におけるサイバー攻撃の被害例 ＝

- ・院内の端末コンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている個人情報漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- ・個人情報が入ったUSBを紛失し、外部に情報がもれ損害賠償請求を受けた。
- ・取引業者を名乗った会社から「請求書について」の届いたメールが届いたため、URLをクリックしたらデータが暗号化され、脅迫メッセージが届いた。など

保険料 ※診療所(19床以下)の例

【オールリスクプラン】

<保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、一括払の場合>

契約型		S 1	S 2	S 3	S 4	S 5	S 6	S 7
保険金額	①損害賠償	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	1億円	2億円
	②事故対応特別費用	100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	3,000万円
自己負担額		なし						
1施設あたりの保険料		29,380円	37,430円	44,610円	55,880円	65,530円	66,600円	72,650円

【取扱代理店】

(株)沖医メディカルサポート
住 所: 〒901-1105 南風原町字新川218-9
受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00
TEL: 098-888-1241

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 沖縄支店 法人支社
住 所: 〒900-0015 那覇市久茂地3-21-1 國場ビル1階
受付時間: 平日の午前9:00～午後5:00
TEL: 098-861-4577

SJ24-17371 (2025.03.25)